

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
(いわき市・郡山市・福島市時短協力金) 申請受付要項

1 事業趣旨

県の時間短縮営業（以下、「時短営業」という。）要請の対象店舗に新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支払うことで、時短営業要請に協力していただき、県民の不要・不急の外出や繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を促し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とします。

2 交付対象店舗及び交付要件

(1) 交付対象店舗

- ア まん延防止等重点措置適用前（いわき市：8/7 以前、郡山市：8/22 以前、福島市：8/25 以前）
いわき市・郡山市・福島市に所在し、通常、午後 8 時から午前 5 時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業許可を受けた以下の飲食店
- ・接待を伴う飲食店（風営法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する店舗）
 - ・酒類を提供する飲食店
- イ まん延防止等重点措置適用後（いわき市：8/8 以降、郡山市 8/23 以降、福島市 8/26 以降）
いわき市・郡山市・福島市に所在し、通常、午後 8 時から午前 5 時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業許可を受けた店舗

※対象外店舗

以下の①～⑩の店舗は上記ア・イ共通で交付対象外となります。

- ① 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ⑤ ネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ⑨ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- ⑩ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

(2) 交付要件

店舗が所在する地域ごとに (ア) ~ (ク) のすべてを満たす必要があります。

ア いわき市に所在する場合

(ア) いわき市内に対象店舗を有すること。

(イ) 対象店舗において、午後 8 時から午前 5 時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が令和 3 年 7 月 31 日 (土) 午後 8 時から令和 3 年 9 月 1 日 (水) 午前 5 時までの期間、午前 5 時から午後 8 時までの間に営業時間を短縮するとともに、まん延防止等重点措置適用前は酒類の提供を午後 7 時までとし、まん延防止等重点措置適用後は終日酒類の提供を自粛すること。※1 ※2 ※3 ※4

(ウ) 店内にカラオケ設備がある場合、まん延防止等重点措置適用後は終日利用自粛すること。

(エ) 対象店舗にかかる食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) に基づく営業許可証 (飲食店にかかる許可に限る。) に記載されている営業者であること。

(オ) 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。

(カ) 営業許可証は、時短営業要請期間を含んだ有効な許可証であること。時短営業前に対象店舗において営業の実態があること。

(キ) 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。

(ク) 福島県暴力団排除条例 (平成 23 年福島県条例第 51 号) に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

※1 令和 3 年 7 月 28 日 (水) から営業時間の短縮を実施した場合には、交付対象期間に含めます。

※2 時短営業には、午後 8 時から午前 5 時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和 3 年 7 月 31 日 (土) 午後 8 時から令和 3 年 9 月 1 日 (水) 午前 5 時までの期間、休業している場合を含みます。

※3 通常、午後 8 時までの営業であった店舗は交付対象外となります。

※4 時短営業の開始が遅れた場合、時短営業を開始した日から令和 3 年 9 月 1 日 (水) 午前 5 時まで連続して時短営業することが必要です。なお、まん延防止等重点措置適用後は原則としてすべての期間において、時短要請に応じていただく必要があります。

イ 郡山市に所在する場合

(ア) 郡山市内に対象店舗を有すること。

(イ) 対象店舗において、午後 8 時から午前 5 時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が令和 3 年 7 月 26 日 (月) 午後 8 時から令和 3 年 9 月 1 日 (水) 午前 5 時までの期間、午前 5 時から午後 8 時までの間に営業時間を短縮するとともに、まん延防止等重点措置適用前は酒類の提供を午後 7 時までとし、まん延防止等重点措置適用後は終日酒類の提供を自粛すること。※1 ※2 ※3 ※4

(ウ) 店内にカラオケ設備がある場合、まん延防止等重点措置適用後は終日利用自粛すること。

(エ) 対象店舗にかかる食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) に基づく営業許可証 (飲食店にかかる許可に限る。) に記載されている営業者であること。

(オ) 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。

- (カ) 営業許可証は、時短営業要請期間を含んだ有効な許可証であること。時短営業前に対象店舗において営業の実態があること。
 - (キ) 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。
 - (ク) 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。
- ※1 令和 3 年 7 月 2 4 日（土）から営業時間の短縮を実施した場合には、交付対象期間に含めます。
 - ※2 時短営業には、午後 8 時から午前 5 時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和 3 年 7 月 2 6 日（月）午後 8 時から令和 3 年 9 月 1 日（水）午前 5 時までの期間、休業している場合を含みます。
 - ※3 通常、午後 8 時までの営業であった店舗は交付対象外となります。
 - ※4 時短営業の開始が遅れた場合、時短営業を開始した日から令和 3 年 9 月 1 日（火）午前 5 時まで連続して時短営業することが必要です。なお、まん延防止等重点措置適用後は原則としてすべての期間において、時短要請に応じていただく必要があります。

ウ 福島市に所在する場合

- (ア) 福島市内に対象店舗を有すること。
 - (イ) 対象店舗において、午後 8 時から午前 5 時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が令和 3 年 7 月 3 1 日（土）午後 8 時から令和 3 年 9 月 1 日（水）午前 5 時までの期間、午前 5 時から午後 8 時までの間に営業時間を短縮するとともに、まん延防止等重点措置適用前は酒類の提供を午後 7 時までとし、まん延防止等重点措置適用後は終日酒類の提供を自粛すること。※1 ※2 ※3 ※4
 - (ウ) 店内にカラオケ設備がある場合、まん延防止等重点措置適用後は終日利用自粛すること。
 - (エ) 対象店舗にかかる食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること。
 - (オ) 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。
 - (カ) 営業許可証は、時短営業要請期間を含んだ有効な許可証であること。時短営業前に対象店舗において営業の実態があること。
 - (キ) 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。
 - (ク) 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。
- ※1 令和 3 年 7 月 2 8 日（水）から営業時間の短縮を実施した場合には、交付対象期間に含めます。
 - ※2 時短営業には、午後 8 時から午前 5 時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和 3 年 7 月 3 1 日（土）午後 8 時から令和 3 年 9 月 1 日（水）午前 5 時までの期間、休業している場合を含みます。
 - ※3 通常、午後 8 時までの営業であった店舗は交付対象外となります。
 - ※4 時短営業の開始が遅れた場合、時短営業を開始した日から令和 3 年 9 月 1 日（火）午前 5 時まで連続して時短営業することが必要です。なお、まん延防止等重点措置適用後は原則としてすべての期間において、時短要請に応じていただく必要があります。

3 交付額

ア まん延防止等重点措置適用前

次の2つの方式に基づき1日あたりの交付額を算定し交付額を決定します。なお、大企業はBの方式での交付となり、中小企業はA又はBいずれかの方式を選択可能です。

A	前年度または前々年度の1日あたりの売上高に応じて1日あたり2.5～7.5万円。
B	前年度または前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割(1日あたりの交付上限額は「20万円」または「前年度または前々年度の1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額)。

イ まん延防止等重点措置適用後

次の2つの方式に基づき1日あたりの交付額を算定し交付額を決定します。なお、大企業はBの方式での交付となり、中小企業はA又はBいずれかの方式を選択可能です。

A	前年度または前々年度の1日あたりの売上高に応じて1日あたり3～10万円。
B	前年度または前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割(1日あたりの交付上限額は「20万円」)。

ウ 留意事項

- (ア) 時短営業の開始が遅れた場合、「時短営業した日数×1日あたりの交付額」を交付します。
その場合、時短営業を開始した日から令和3年9月1日(水)午前5時まで連続して時短営業することが必要です。なお、まん延防止等重点措置適用後は原則としてすべての期間において全面的に時短要請にご協力いただけない場合は交付対象外となります。
- (イ) 対象地域内で複数の店舗を運営している事業者は、一括して申請してください。対象店舗ごとに1日あたりの交付額を算定したうえで交付します。
- (ウ) 交付額の算定は飲食部門の売上高を用います。複数の事業を行っている場合は、飲食部門の売り上げを分けてください。

○：時間短縮営業した日 ×：時間短縮営業しなかった日 ☆：定休日や従来の営業時間が午後8時より前の日 ※省略期間は、○印又は☆印

※表中の色付部分は、まん延防止等重点措置対象日を示します。そのほかの部分は、県独自措置対象日を示します。太破線は、まん延防止等重点措置の対応開始期限日を示します。

	7/24	25	26	27	28	29	30	31	8/4	5	6	7	8	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	交付対象期間	考え方
いわき	/				○	○	○	☆	○	○	○	○	☆	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7/28～8/31	要請期間中連続時短営業	
	/				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	まん防重点措置対応開始期限に間に合っていない。
郡山	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8/14～8/31	8/14より時短営業・その後連続で時短営業	
	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	8/24～8/31	8/24より連続時短営業	
	☆	☆	○	○	○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	☆	○	○	○	☆	☆	○	○	☆	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	8/27～8/31	8/27より連続時短営業	
福島	/				○	○	○	○	☆	☆	○	○	○	×	×	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	8/14～8/31	8/14より時短営業・その後連続で時短営業	
	/				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	8/23～8/31	8/23より時短営業・その後連続で時短営業
	/				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	なし

(注)いわき市の店舗においては県独自措置：7月27日までに、重点措置：8月4日までに、郡山市の店舗においては県独自措置：7月23日までに、重点措置：8月19日までに、福島市の店舗については県独自措置：7月27日までに、重点措置：8月22日までに、営業許可の取得と営業実態がある必要があります。

4 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和3年9月1日(水)から**令和3年10月29日(金)**まで

(2) 申請に必要な書類

別表1のとおり。なお、必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 申請受付方法

ア 郵送の場合

(ア) いわき市に所在する場合

(宛先) 〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局留
福島県休業協力金事務局 **(いわき市担当)** 宛

(イ) 郡山市に所在する場合

(宛先) 〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局留
福島県休業協力金事務局 **(郡山市担当)** 宛

(ウ) 福島市に所在する場合

(宛先) 〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局留
福島県休業協力金事務局 **(福島市担当)** 宛

※10月29日(金)の消印有効

※切手(送料は申請者負担)を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※提出にあたっては、**簡易書留など郵便物の追跡ができる方法**で郵送ください。

※料金不足で発送された場合は、事務局に届かず返送されますので、発送の際はご注意ください。10月30日以降の消印の申請は受付いたしません。

※宅急便・宅配便は、郵便局留で受取ができません。

イ 電子申請の場合

福島県商工総務課のホームページ内「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(いわき市・郡山市・福島市時短協力金)」

のページから、電子申請フォームにアクセスの上、申請してください。

(URL) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/iwaki-kooriyama-fukushima.html>

(4) その他

ア 持参による申請受付は行いません。

イ 申請書類は、別表2の窓口でお受け取りください。また、福島県商工総務課のホームページ内「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(いわき市・郡山市・福島市時短協力金)」(URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/iwaki-kooriyama-fukushima.html>)のページからもダウンロードできます。

5 交付決定

(1) 申請書類の受理後、申請内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を交付します。

(2) 申請書類の審査の結果、協力金の交付・不交付の決定をしたときは、それぞれの決定に関する通知を送付します。

6 留意事項

(1) 申請で把握した個人情報は、協力金の交付に係る審査事務及び支払い手続きのために利用させていただくほか、福島県個人情報保護条例に基づき、目的外利用ないし第三者提供を行う場合があります。

(2) 本協力金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が判明した場合は、協力金の返還、違約金の支払い等を求める場合があります。

7 問合せ先

新型コロナウイルス感染症に関する協力金の専用相談窓口（福島県協力金コールセンター）

(電 話) 024-521-8575

(受付時間) 毎日9時30分から17時30分まで